

パブリック・コメント手続(意見募集)

空家等管理活用支援法人の指定等に関する
事務取扱要綱の制定について

意見募集期間

令和7年(2025 年)

10 月 14 日(火)～11 月4日(火)

お問い合わせ先：都市部まちなみ景観課

電話 046-822-8087(直通)

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続に当たって

「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)」が令和5年12月に施行され、「空家等管理活用支援法人」に係る制度が創設されたことに伴い、空家等管理活用支援法人指定方針及び空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱の制定を行おうとするものです。

このたびのパブリック・コメント手続は、この指定方針及び要綱について、ご意見を伺うものです。

【目次】

- ◆空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱の制定について……3
- ◆横須賀市空家等管理活用支援法人指定方針(案)……………4
- ◆横須賀市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱(案)……6
- ◆意見の提出方法……………9

○ 空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱の制定について

1. 要綱制定の趣旨

「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)」が令和5年12月に施行され、新たに「空家等管理活用支援法人」に関する制度が創設されました。

この制度の狙いは、指定を受けた民間法人が公的な立場で活動しやすい環境を整備し、空家等対策に取り組む市町村の補完的な役割を果たすことにあります。

本市においても、空き家に関する課題は多岐にわたっており、行政だけでは十分に対応しきれない部分が増えてきていると考えています。こうした中、専門的な知識やノウハウを持つ民間法人が地域の実情に応じて柔軟に活動できるよう、支援法人制度を活用することで、行政の取組を補完・強化できると考えています。

また、民間法人が管理や活用又は所有者支援などの分野で積極的に参画することにより、地域の実情に即した対応や多様な空き家活用の可能性が広がり、空き家問題の解決につながることを期待されます。

そのため、本市においても空家等管理活用支援法人の申請を受け付け、民間法人の専門性やネットワークを活かして、地域の空き家対策をさらに推進していきたいと考えています。

2. 主な制定内容

(1) 空家等管理活用支援法人の指定方針について

空き家等対策の取組において、市の補完的な役割を担う空家等管理活用支援法人に求める業務を規定します。

(2) 空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱について

空家等管理活用支援法人の指定等に関して、申請時の書類や指定の基準、指定後の事業の報告等について規定します。

横須賀市空家等管理活用支援法人指定方針（案）

1 趣旨

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条に規定する指定を行う際の方針を定めたものです。

なお、本方針は指定の状況等を踏まえ、適宜見直すこととします。

2 支援法人に求める業務について

横須賀市では、法第24条に規定する業務のうち、市の空き家等対策の取り組みを補完する役割として、次の業務を求めます。

支援法人には、(1)または、(1)および(2)から(6)のいずれかの業務を実施していただきます。

- (1) 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- (2) 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
- (3) 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。
- (4) 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
- (5) 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行うこと。

3 支援法人の指定

- (1) 指定する支援法人の数：定めない
- (2) 指定の期間：5年間

4 事前協議

指定の申請にあたっては、必ず事前協議をお願いします。

5 申請について

次の申請書に関係書類を添えて、ご提出ください。

(1) 申請書

空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書（第1号様式）

(2) 関係書類

ア 定款

- イ 登記事項証明書
- ウ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- エ 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- オ 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- カ 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- キ 申請時までの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
(法人のウェブサイト、会報又はパンフレット等含む)
- ク 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
(関係する行政機関や民間団体、専門家又は事業者等との連携・調整の状況含む)
- ケ 国税及び地方税に係る納税証明書
- コ 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

6 指定の通知

申請の結果は、申請後概ね30日以内に文書で通知します。

7 留意事項

申請にあたっては、空家等対策の推進に関する特別措置法及び横須賀市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱を参照すること。

支援法人として指定されたことによる業務委託料等は発生しません。

8 問合せ及び書類等提出先

横須賀市都市部まちなみ景観課 空き家管理支援担当

横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 分館3階 〒238-8550

電話：046-822-8087（直通）

横須賀市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 申請時までの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- (9) 国税及び地方税に係る納税証明書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

（支援法人の指定）

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 法第7条第1項の横須賀市空家等対策計画に適合するものであること。
- (3) 法第25条第3項の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。
- (4) 横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (5) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 拘禁刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ 横須賀市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員

(6) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(7) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであり、横須賀市が定める指定方針に適合するものであること。

(8) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

(9) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

2 市長は、申請者を支援法人として指定したときは、空家等管理活用支援法人指定書（様式第2号）により、申請者を支援法人として指定しないときは、空家等管理活用支援法人指定却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、法第23条第2項の規定により、当該支援法人の名称又は称号、住所及び事務所又は営業所の所在地を告示しなければならない。

（指定の有効期間及び更新）

第4条 法第25条第1項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して5年とする。

2 支援法人は、指定の更新を受けようとするときは、指定の有効期間の満了の日の2月前から1月前までの間に指定の更新の申請をしなければならない。

3 前2条及び第1項の規定は、前項の指定の更新の申請について準用する。この場合において、第2条第1項中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と、前条第1項各号列記以外の部分中「指定する」とあるのは「指定を更新する」と、同条第3項中「指定した」とあるのは「指定を更新した」と、第1項中「指定の日から」とあるのは「指定の更新の日から」と読み替えるものとする。

（名称等の変更）

第5条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前2項の届出があったときは、法第23条第4項の規定により、当該届出に係

る事項を告示しなければならない。

(業務の廃止)

第6条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第6号）により市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を告示するものとする。

(事業の報告)

第7条 支援法人は、事業年度開始前に、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

- 2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

(改善命令)

第8条 市長は、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、法第25条第2項の規定により、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第9条 市長は、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したとき若しくは第3条第1項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、法第25条第3項の規定により、法第23条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書（様式第7号）により当該支援法人に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により指定を取り消したときは、法第25条第4項の規定により、その旨を告示しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市部長が定める。

附 則

この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

意見の提出方法

1 提出期間 令和7年(2025年)10月14日(火)から
令和7年(2025年)11月4日(火)まで

2 宛 先 都市部まちなみ景観課空き家管理支援担当

3 提出方法

- (1) 書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。
(2) 市外在住者の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。

- ・(市内在勤の場合)勤務先名・所在地
- ・(市内在学の場合)学校名・所在地
- ・(本市に納税義務のある場合)納税義務があることを証する事項
- ・(本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合)
利害関係があることを証する事項

(3) 次のいずれかの方法により提出してください。

ア 直接持ち込み

- ・都市部まちなみ景観課(横須賀市役所分館3階 10 番窓口)
- ・市政情報コーナー(横須賀市役所本館2号館1階 34 番窓口)
- ・各行政センター

イ 郵送

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市役所都市部まちなみ景観課

ウ ファクシミリ

046-822-8537

エ 電子メール

keikan-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
御提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、
速やかに公表いたします。